

姫 監 公 表 第 1 号

令和 5年 2月13日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	井 上 太 良
同	竹 尾 浩 司

令和4年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 こども未来局定期監査結果報告書
- 2 教育委員会事務局（前期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

令和4年度 教育委員会事務局（前期）定期監査（行政監査を含む。）及び関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

教育委員会事務局

生涯学習部 文化財課、市史編集室

出先(教育)機関 日本城郭研究センター（城郭研究室、城内図書館）、埋蔵文化財センター

イ 指定管理者監査

光栄産業株式会社(図書館飾磨分館及び飾磨分館ホール、図書館網干分館及び網干分館ホール、図書館広畑分館及び広畑分館ホール、図書館安富分館及びネスパル安富ホール)

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳簿その他の関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和4年9月6日から同年11月21日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和4年10月5日から同年11月21日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(2) 指定管理者監査

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。